

6 文科高第2070号
令和7年3月26日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県教育委員会教育長
各 国 公 私 立 大 学 長
独立行政法人大学入試センター理事長
殿

文部科学省高等教育局長
伊 藤 学 司

我が国において、高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の新規指定等について（通知）

「外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件」（昭和56年文部省告示第153号）第四号に基づき、我が国において、高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設で、文部科学省が指定したもの（以下、「我が国において、高等学校相当として指定した外国人学校」という。）を修了した者については、我が国の大学入学資格が認められているところです。

この度、我が国において、高等学校相当として指定した外国人学校について、岐阜県に所在する「コレジオ・ソニオ・デ・クリアンサ」（令和6年1月16日以降に当該課程を修了した者に限る。）を新たに追加することとしました。

また、既に指定されていた「インスチツート・エドゥカレ」について、「インスチツート・エドゥカレJT」に名称が変更されました。

以上を踏まえ、文部科学省HPにおいて、課程一覧を公示していますので、各大学等におかれましては、事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

（参考1）大学入学資格について

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314.htm

（参考2）我が国において、高等学校相当として指定した外国人学校一覧

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314/003.htm

< 本件担当 >

文部科学省高等教育局大学教育・入試課法規係
TEL：03-5253-4111（内線：2911）